

京 都 府

「京の飲食」安全対策向上事業

—参加事業者 募集要領—

京都府では、飲食時における新型コロナウイルス感染リスク低減に向けた安全対策の向上を図るため、飲食店等のCO2濃度等のモニタリングを実施します。

1 趣旨・目的

京都府では、換気対策や飛沫感染防止対策など、感染防止のガイドラインを遵守しながら、新型コロナウイルス感染リスク低減に向けた取組を行う京都府内の飲食店等を登録し、登録店のCO2濃度のモニタリングを実施するとともに、店ごとの適切な感染防止対策の巡回調査や、効果のあった取組の周知等を行うことにより、飲食店の安全対策の向上を図ります。

2 事業概要

(1) 「CO2濃度モニタリング協力店」の公募登録

感染リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」とならないよう、施設(店舗)内のCO2濃度を測定し、適切に換気等の措置を行い、CO2センサーによる継続的な測定・データ提供(CO2濃度モニタリング事業)に協力いただける飲食店等を公募し、申請のあった飲食店等を「CO2濃度モニタリング協力店」として登録・ホームページに掲載するとともに、店舗貼付用のステッカーを交付する。

(2) CO2濃度データ提供協力金及び機器整備補助金

「CO2濃度モニタリング協力店」に対し、

- ①CO2濃度モニタリング事業への協力金を交付する。
- ②CO2センサーや換気機器、飛沫防止装置等の整備に係る費用を補助する。

【「京の飲食」安全対策向上事業の概要】

CO2濃度モニタリング協力店登録事業	対象者	京都府内において対象施設(別表1参照)を運営する企業・団体及び個人事業主		
	対象施設	飲食店・喫茶店 遊興施設等(食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)		
	概要	CO2センサーによる継続的な測定・データ提供(CO2濃度モニタリング事業)に御協力いただける飲食店等を公募し、「CO2濃度モニタリング協力店」として登録		
	申請期間	令和3年5月7日(金)～令和3年6月4日(金)		
CO2濃度モニタリング事業	対象者	「CO2濃度モニタリング協力店」の登録事業者		
	CO2濃度データ提供協力金		Aコース	Bコース
		概要	CO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告(データは手動送信)	通信機能付きCO2センサーがデータを常時測定・送信(データは自動送信)
	対象期間	令和3年 7月 1日(木)～ 10月15日(金) <うち3か月>	令和3年 7月 1日(木)～ 令和4年 2月28日(月) <8か月>	
	協力金額	3万円	5万円	
	申請期間	令和3年10月1日(金)～令和3年12月15日(水)		
	機器整備補助金	対象	CO2センサー、換気機器(換気扇、換気機能付きエアコン等)、ウイルス除去機能付き空気清浄機、飛沫防止装置(アクリル板、透明ビニールカーテン等)等	
		補助率	3/4以内	
上限額		20万円	30万円	
申請期間		令和3年5月7日(金)～令和3年6月4日(金)		

3 CO2濃度モニタリング協力店登録事業（必須）

(1) 事業概要

上記の「1 趣旨・目的」に御賛同いただき、施設内のCO2濃度の測定や換気等の措置に取り組む京都府内の飲食店等を、「CO2濃度モニタリング協力店」として登録し、ステッカーを交付いたします。

登録に当たっては、次の事項を遵守いただきます。

- ①「CO2濃度モニタリング協力店」登録基準（別表4）に基づく感染予防対策を講じていること。
- ②CO2センサーの測定結果を継続的に観測（モニタリング）し、府の指定する関係機関に報告すること。
- ③原則として、京都府の新型コロナウイルス緊急連絡サービス（「こことろ」）を活用して、店舗情報等の基本的データを入力すること。

【Aコース】任意のCO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告（3か月間）

【Bコース】通信機能付きCO2センサーが測定データを常時測定・送信（8か月間）

※CO2濃度モニタリングを実施するに当たり、推奨するCO2センサーの仕様は、京都府ホームページを御参照ください。

(2) 対象事業者

次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」という。）を対象とします。

- ①京都府内において、対象施設（別表1参照）を運営する企業・団体及び個人事業主であること。
- ②対象施設に関して、必要な許認可等（別表2⑧を参照）を取得している者であること。
- ③新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けていること。同ステッカーの交付を受けていない場合は、次のいずれかのガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること。

○各業種別ガイドライン（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

○京都府「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」（京都府HP）

http://www.pref.kyoto.jp/koho/corona/documents/guideline_rei.pdf

○より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）（京都市観光協会HP）

<https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf>

- ④代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。

(3) モニタリング内容

次のコースのどちらかを選択してください。

	Aコース	Bコース
報告内容	開店時、営業ピーク時のCO2濃度（ppm）、人数、営業・休業の別について、毎営業日1回報告	CO2センサー（通信機能付き）を用いて、CO2濃度（ppm）・温度（気温）・湿度について常時報告
報告方法	申請者自らが記録し、定められた送信先にアプリ、メール等で送信	CO2センサーからデータを常時測定・送信（定められた送信先に送信するよう設定が必要）

※原則、CO2モニタリングを実施するに当たり、各施設（店舗）の基本情報やユーザー登録、日々のデータ送信等については、京都府の新型コロナウイルス緊急連絡サービス（「こことろ」）を活用する予定です。「こことろ」の詳細については、別途お知らせいたします。

【重要】「4 CO2濃度データ提供協力金」や「5 機器整備補助金」の支給・交付を受けるためには、「協力店登録事業」への登録が必須です。登録をせず、協力金や補助金のみ申請することはできません。

4 CO2濃度データ提供協力金

「CO2濃度モニタリング協力店」を対象に、CO2センサーを用いた継続的な観測(モニタリング)に御協力いただいた事業者に対して、協力金を支給します。

【重要】本協力金の支給を受けるためには、「CO2濃度モニタリング協力店」の登録が必須です。登録のない飲食店等は協力金を申請することはできません。

		Aコース	Bコース
CO2濃度データ提供協力金	報告内容	開店時、営業ピーク時のCO2濃度(ppm)、人数、営業・休業の別について、毎営業日1回報告	CO2センサー(通信機能付き)を用いて、CO2濃度(ppm)・温度(気温)・湿度について常時報告
	報告方法	申請者自らが記録し、定められた送信先にアプリ、メール等で送信	CO2センサーがデータを常時測定・送信(定められた送信先に送信するよう設定が必要)
	協力金額	3万円	5万円

※原則、CO2濃度モニタリングを実施するに当たり、各施設(店舗)の基本情報やユーザー登録、日々のデータ送信等については、京都府の新型コロナウイルス緊急連絡サービス(「こことろ」)を活用する予定です。「こことろ」の詳細については、別途お知らせいたします。

5 機器整備補助金

「CO2濃度モニタリング協力店」を対象に、CO2センサーや換気機器等の整備に係る費用を補助いたします。

【重要】補助対象として認められるものは、令和3年4月1日(木)以降に購入・設置した、以下に掲げる各コースの補助対象です。令和3年3月31日(水)以前に購入・設置した設備は認められません。

【重要】本協力金の支給を受けるためには、「CO2濃度モニタリング協力店」の登録が必須です。登録のない飲食店等は補助金を申請することはできません。

Aコースに登録している場合

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2センサー(測定値の表示専用使用するモニターを含む)(※既にCO2センサーを所有されている方は新たに購入する必要はありません)、換気機器(換気扇、換気機能付きエアコン等)、ウイルス除去機能付き空気清浄機、飛沫防止装置(アクリル板、透明ビニールカーテン等)等の購入費 ・換気設備、空調設備等の設置・修繕に要する経費 ・インターネット回線(有線・無線)の設置に要する経費(通信料は除く)
補助率	上記補助対象の整備に要する経費の3/4以内
補助額	上限20万円

Bコースに登録している場合

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2センサー(測定値の表示専用使用するモニターを含む)(※府の推奨する機器を使用すること)(※既に府が推奨する機器を所有されている方は新たに購入する必要はありません)、換気機器(換気扇、換気機能付きエアコン等)、ウイルス除去機能付き空気清浄機、飛沫防止装置(アクリル板、透明ビニールカーテン等)の購入費 ・換気設備、空調設備等の設置・修繕に要する経費 ・インターネット回線(有線・無線)の設置に要する経費(通信料は除く)
補助率	上記補助対象の整備に要する経費の3/4以内
補助額	上限30万円

※補助対象外経費

- ・検温器・マスク・消毒スプレーなどの衛生用備品や消耗品購入費、
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例:事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、自動車、バイク、一般的な調理器具など)の購入費、
- ・人件費・家賃・電話代・光熱水費等の固定経費、
- ・仕入れに係る経費、
- ・損失補填、
- ・借入に伴う支払い利息、
- ・公租公課(消費税など)、
- ・不動産購入費、
- ・官公署に支払う手数料等、
- ・飲食・接待費、
- ・税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、
- ・その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用 等

6 申請手続等

(1) CO2濃度モニタリング協力店登録事業(必須)

<申請期間>

令和3年5月7日(金)から令和3年6月4日(金)まで

①申請方法

「CO2濃度モニタリング協力店」の登録と補助金は、同時に申請してください。

- ▶ WEB申請(できるだけ、WEB申請を御利用ください。)

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2sensor.html>

- ※ 令和3年6月4日(金)23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールがすぐに届きます。事前に「kyotoco2@bsec.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。完了通知メールが届かない場合は申請が完了していませんので、必ず確認してください。

- ▶ 郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。

〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留	令和3年6月4日(金)まで
「京の飲食」安全対策向上事業事務局	の消印有効

<郵送申請に当たって>

- ※ 複数の施設(店舗)を運営している申請者は、取組を行う施設(店舗)分を一括して申請してください。
- ※ 「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。
- ※ 持参による受付、対面での説明は行いませんのでご了承ください。

<注意事項>

- ※ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全てが確認できれば、申請の受付を行います。

②申請書類

別表2に定める申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

振込先の口座は、個人事業主の場合は申請者ご本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

③CO2濃度モニタリング協力店の登録

申請書類の審査の結果、「CO2濃度モニタリング協力店の登録基準(別表4)」に適合していると認められる場合は、「CO2濃度モニタリング協力店」として登録し、後日、登録ステッカーを交付します。

審査の結果、基準に不適合と判断した場合は、不登録に関する通知を郵送します。

(2) CO2濃度データ提供協力金

<申請期間>

令和3年10月1日(金)から令和3年12月15日(水)まで

Aコース、Bコースとも、CO2濃度モニタリング(データ送信)開始後、3か月が経過した時点で、協力金を支給いたします。別表2に定める申請書類を提出してください。

ただし、モニタリングへの協力が確認できない場合や、著しく不足していると判断した場合には、協力金は支給されません。

①申請方法

▶ WEB申請(できるだけ、WEB申請を御利用ください。)

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2sensor.html>

※ 令和3年12月15日(水)23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールがすぐに届きます。事前に「kyotoco2@bsec.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定してください。完了通知メールが届かない場合は申請が完了していませんので、必ず確認してください。

▶ 郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。

〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留	令和3年12月15日(水)までの
「京の飲食」安全対策向上事業事務局	消印有効

<郵送申請に当たって>

※ 複数の施設(店舗)を運営している申請者は、取組を行う施設(店舗)分を一括して申請してください。

※ 「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。

※ 持参による受付、対面での説明は行いませんのでご了承ください。

<注意事項>

※ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全てが確認できれば、申請の受付を行います。

②申請書類

別表2に定める申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

振込先の口座は、個人事業主の場合は申請者ご本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

③支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、協力金の支給を決定し、後日、支給に関する通知を郵送します。

また、協力金の支給決定後、指定の口座に決定した額を振り込みます。

審査の結果、支給要件を満たさず、不交付の決定をしたときは、不支給に関する通知を郵送します。

(3) 機器整備補助金

<申請期間>

令和3年5月7日(金)から令和3年6月4日(金)まで

①申請方法

「CO2濃度モニタリング協力店」の登録と補助金は、同時に申請してください。

▶ WEB申請(できるだけ、WEB申請を御利用ください。)

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2sensor.html>

※ 令和3年6月4日(金)23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールがすぐに届きます。事前に「kyotoco2@bsec.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定してください。完了通知メールが届かない場合は申請が完了していませんので、必ず確認してください。

▶ 郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。

〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留	令和3年6月4日(金)
「京の飲食」安全対策向上事業事務局	までの消印有効

<郵送申請に当たって>

※ 複数の施設(店舗)を運営している申請者は、取組を行う施設(店舗)分を一括して申請してください。

※ 「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。

※ 持参による受付、対面での説明は行いませんのでご了承ください。

<注意事項>

※ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全てが確認できれば、申請の受付を行います。

②申請書類

別表2に定める申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

振込先の口座は、個人事業主の場合は申請者ご本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

③交付の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、後日、交付に関する通知を郵送します。

審査の結果、支給要件を満たさず、不交付の決定をしたときは、不交付に関する通知を郵送します。

なお、補助金は、予算の範囲内で交付するため、希望された金額の全てに応じられない場合があります。

【重要】本補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書の提出がなければ補助金は受け取れません。

④実績報告書の提出

補助事業の終了後(CO2センサー等の補助対象設備導入後)は、事業完了後30日以内又は令和4年2月28日のいずれか早い日までに別表3に定める実績報告書及び関係書類を提出してください。

【重要】本補助金の交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、要件を満たしていると認められない場合等には、「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

⑤額の確定（支払い）

実績報告書を受領し、事業及び経費を審査した結果、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、後日、補助金額の確定に関する通知を郵送します。

また、補助金額の確定後、指定の口座に確定した額を振り込みます。

補助金の交付決定後、補助要件に該当しない事実や申請書類の不正その他補助要件を満たさないことが発覚した場合は、京都府は補助金の交付決定を取り消します。この場合、既に支払った補助金の全部又は一部を返還していただきます。また、所定の期間、モニタリングによるデータ送信に協力が確認できない場合は、協力金は支給できないほか、補助金を返還していただく場合があります。

感染防止対策やCO2濃度測定の実施状況等について、関係団体等と連携して現地確認・巡回調査を行います。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。

補助金に係る帳簿及び関係書類は、補助事業が完了する年度の翌年度から5年間保存しておかなければなりません。なお、京都府や国の補助金の執行を監督する会計検査院から検査の求めがあった場合には、補助金の交付を受けた者の義務としてこれに応じなければなりません。

補助金支出事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、京都府は、対象施設の取組状況の検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。

7 その他留意事項

同一の経費について、国や市町村、その他府が助成する他の制度と重複して対象とすることはできません。

CO2濃度モニタリング実施に伴う個人情報、京都府のほか、CO2濃度結果(データ)の管理・分析を行う関係機関にも一部提供されます。当該個人情報は、本事業の適正な執行のために必要な連絡、実施状況等を把握するための調査など、本事業の遂行の目的の範囲内で使用することがあります。

適切な換気対策に取り組む事業者(優良事例)として、申請書に記載された施設名称(店舗名等)を京都府のホームページで御紹介させていただくことがあります。

8 本事業の申請手続きに関するお問合せ先

「京の飲食」安全対策向上事業コールセンター（「京の飲食」安全対策向上事業事務局）

電話番号 075-256-8143（月～土曜 9:00～17:00 日曜・祝日は休み）

メールアドレス kyotoanzen@bsec.jp

(別表1)対象施設一覧

コード	対象施設	カテゴリー
1101	飲食店	飲食店、喫茶店 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く
1102	喫茶店(カラオケ喫茶含む)	
1103	その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設	
1201	キャバレー	遊興施設 のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店
1202	ナイトクラブ	
1203	ダンスホール	
1204	スナック	
1205	バー	
1206	ダーツバー	
1207	パブ	
1208	サロン	
1209	ホストクラブ	
1210	ディスコ	
1211	出会い系喫茶	
1212	カラオケボックス	
1213	ライブハウス	
1214	お茶屋(お座敷)	

※下記の施設のうち、食品衛生法に基づく**飲食店営業又は喫茶店営業の許可**を受け、**飲食店、喫茶店その他設備を設けて飲食をさせる営業が行われる施設**

コード	対象施設	具体的な施設種類
1301	劇場等	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
1302	集会場又は公会堂	集会場、公会堂、貸会議室、文化会館
1303	展示場	展示場、多目的ホール
1304	ホテル又は旅館	ホテル 旅館
1305	運動・遊技施設	体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、ホットヨガ・ヨガスタジオ、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、陸上競技場、野球場、テニス場、弓道場、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、ビリヤード場、射的場、囲碁・将棋所、テーマパーク、遊園地
1306	博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園
1307	1,000㎡を超える広さの物品販売業を営む店舗	
1308	1,000㎡を超える広さのサービス業を営む店舗	

(別表2)申請書類一覧

提出書類	①	登録申請書(様式第1号、様式第1-1号)	記入例(登録申請書)を参照
	②	機器整備補助金交付申請書(様式第2号、様式第2-1号)	
	③	誓約書(様式第7号)	各事業者の代表者が必ず「自筆で署名」ください
	④	支払口座振替依頼書(様式第8号)	
	⑤	協力金支給申請書(様式第6号)	CO2濃度モニタリング事業開始後、3か月が経過した時点で申請していただけます。
添付書類	⑥	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し	通帳の表紙裏など
	⑦	本人確認書類の写し	【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) 【個人】運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ)
	⑧	業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し	食品衛生法における飲食店営業許可、喫茶店営業許可の許可証
	⑨	見積書等の写し	見積書を徴しない場合、定価の分かる書類を提出すること
	⑩	事業設計図(位置図、見取図、平面図等設計の概要図)の写し	工事を行う場合のみ。工事概要がわかる書類
	⑪	工事前の店舗内写真	工事が既に終了している場合は、4月1日以降に発注されたことが確認できる書類

(別表3)補助金実績報告書一覧

書提出	⑫	実績報告書(様式第5号)	
添付書類	⑬	領収書の写し	経費の支払が確認できる書類(銀行振込の場合:振込依頼書又は振込明細書、現金・クレジットカード払いの場合:領収書) 宛名が申請者と一致する書類に限る
	⑭	事業の実施状況がわかる写真	設備導入及び店舗改修を行ったことがわかるもの

(別表4)

CO2濃度モニタリング協力店の登録基準(チェック表)

1. 来店者の感染症予防

(1) 入店・注文・支払い

- 店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
- 順番待ち等により列が発生する場合は、最低1m(マスク着用のない場合は2m)の来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行う。
- レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。
なお、現金等の受け渡し後には手指衛生を行う。
- 発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある者は入場しないよう表示する。
- 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。
- 送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。
- 送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

(2) 食事・店内利用

- 滞在時間の制限※や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
※2時間以内を目安
- 大皿は避け、料理を個々に提供する。もしくは従業員が取り分ける。
- 卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。
- お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。
- 店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- 個室を使用する場合は、常時換気(換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり)を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
- 喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。

① テーブル間の配置についてはいずれかを満たすこと

- 同一グループ※が使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。 ※同一グループは4人までを目安
- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。

② 同一テーブルでの配置についてはいずれかを満たすこと

- ※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。
- 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低1m以上確保できるよう配置する。
- テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

③ カウンターテーブルの席の配置についてはいずれかを満たすこと

- カウンターテーブルの席間は最低1m以上の間隔を確保する。
- カウンターテーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

④ビュッフェスタイルでは、いずれかを満たすこと

- 利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び利用者ごとに新たな箸を使用して取り分けるなど、取り分け用具を共有としないことを徹底する。
- 料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。

2. 従業員の感染症予防

- 常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。
- 業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- 感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
- 定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
- 利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないよう注意し、対人距離を確保する。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 休憩スペースでは常時換気(換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり)を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

- 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける)するなどして十分な換気を行うとともに、CO2センサーを設置し、1000ppmを目安に窓やドアを開放し、随時適切な換気を行う。
- 窓やドアの開放が難しい場合には、CO2センサーのモニタリングにより、換気設備による換気や入店者数の調整を行う。また、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- モニタリングの結果(データ)を定期的(別途定められた期間・様式により)に京都府の指定する関係機関に送付する。
- 京都府・団体等による巡回調査、優良事例調査、情報提供等に協力する。
- 湿度40%以上を目安として、適度な保湿を行う。
- ビル管理法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たされているか確認し、満たされていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

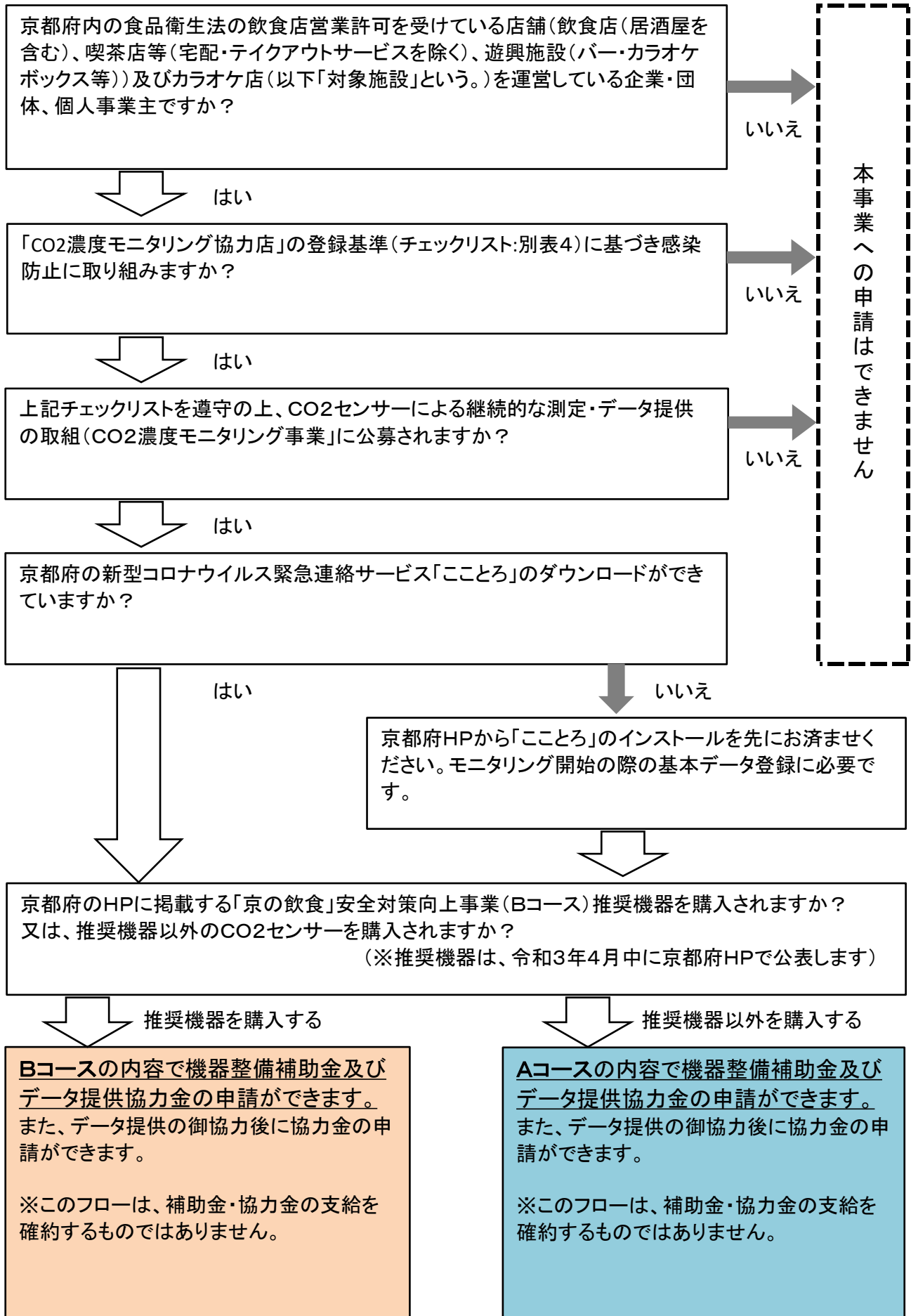
4. チェックリストの作成、優良事例調査への協力や公表

- 各施設・事業者は、施設内のリスク評価をした上で、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成する。
- 京都府・団体等が実施する巡回調査等に協力するとともに、施設内での具体的な換気の対策方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを提供し、京都府が優良事例として公表する場合には、これに協力する。

5. 感染者発生に備えた対処方針

- 施設の従業員・利用者の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
- 従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底する。

「京の飲食」安全対策向上事業 要件確認フローチャート



登録申請書（申請者に関する情報）

様式第1号

京都府知事 西脇 隆俊 様

（申請日）令和3年 月 日

受付番号 ※

※受付番号は、記入しないでください。

申請者に関する情報	申請区分	1:企業・団体 2:個人事業主（※いずれかに○印）										
	フリガナ											
	法人名											
	フリガナ											
	【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名											
	法人代表者・個人生年月日	S:昭和	H:平成		年		日					
	【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒							都・道・府・県	市・区・町・村		
		※番地や建物名まで記載してください										
	電話番号											
	担当者電話番号											
常時使用する従業員数(人)									人		円	
法人番号※												

※資本金額及び法人番号は、申請者が法人の場合に記入してください。

申請する店舗数	店舗
---------	----

※様式1-1に、施設に関する情報を記載してください。

登録申請書（施設に関する情報）

様式第1-1号

法人名又は 個人事業主名	
-----------------	--

↓必ずチェックしてください。				
<input type="checkbox"/> 「CO2濃度モニタリング協力店の登録基準」に基づく感染予防対策を講じます。				
<input type="checkbox"/> CO2センサーにより、施設(店舗)内の換気状態を把握するとともに、必要に応じて適切な換気措置を実施いたします。				
<input type="checkbox"/> CO2センサーの測定結果を継続的に観測(モニタリング)し、府の指定する関係機関に報告いたします。				
フリガナ			営業許可 番号	許可証上部の番号を記載
施設名称 (店舗名等)			施設コード (P9参照)	
所在地	〒		京都府	
※番地、ビル名、階、部屋番号まで記載してください。			※施設の種類を具体的に記入してください。	

↓Aコース、Bコースのいずれかに必ずチェックしてください。			
<input type="checkbox"/>	Aコース	<input type="checkbox"/>	Bコース
令和3年7月1日～10月15日のうち3か月		令和3年7月1日～令和4年2月28日	
CO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告(データは手動送信)		通信機能付きCO2センサーがデータを常時測定・送信し、毎営業日に報告(データは自動送信)	

【注1】	Bコースをお申し込みになる場合は、下記の測定データを自動で送信する機能を有するCO2センサーを使用していただく必要があります。(※府が推奨する機器であること)
	測定結果のデータ送信内容(必須項目)
	①CO2濃度(ppm)
	②気温(室温)
	③湿度
	④CO2濃度測定器のシリアルNo(個体が特定できる情報)
	⑤測定日時
	⑥測定時間(5分単位)

【注2】	複数施設(店舗)を申請する場合、本様式(様式第1-1号)をコピーして各施設(店舗)に関する情報(1施設(店舗)につき1枚ずつ)を記入してください。添付書類(「別表2」⑥～⑪)の表紙として使用し、1施設(店舗)ごとに提出書類をまとめて提出するようにしてください。「〇〇屋四条店」など、どの施設(店舗)が分かるように記載してください。
------	---

京都府「京の飲食」安全対策向上事業機器整備補助金 交付申請書

令和3年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

補助金等の交付に関する規則第5条及び京都府「京の飲食」安全対策向上事業機器整備補助金交付要領第5条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請者の概要

フリガナ							
法人名							
フリガナ							
【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名							
【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒					都・道・府・県	市・区・町・村
	※番地や建物名まで記載してください						
電話番号				担当者名			
担当者電話番号				連絡先メールアドレス			

法人名又は 個人事業主名	
-----------------	--

2 施設の概要

フリガナ		営業許可 番号	許可証上部の番号を記載			
施設名称 (店舗名等)						
所在地	〒					京都府
	※番地、ビル名、階、部屋番号まで記載してください。					※施設の種類を具体的に記入してください。

3 補助対象事業の内容

※飲食時における新型コロナウイルス感染リスク低減に向けた取組について記載してください。

【記載例】

従来から行っているアクリル板の設置や、手指消毒の徹底に加えて、新たにCO2センサーを設置し、1,000ppmを超えた場合には換気を行う。さらに、換気効果を高めるため、換気機能付きのエアコンも導入する。

4 交付申請額

_____ 円

※申請額(消費税抜)は、千円未満切捨

※複数施設(店舗)を申請する場合は、施設(店舗)ごとに様式第2-1号を提出してください。

5 事業経費

総事業費		円
補助対象経費 (内訳)		円

京都府「京の飲食」安全対策向上事業機器整備補助金 実績報告書

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業を完了したので、京都府「京の飲食」安全対策向上事業機器整備補助金交付要領第11条に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助金所要額 _____ 円 (注)所要額(消費税抜)は、千円未満切捨

2 事業実績

事業実施期間	
事業内容	<p>【記載例】 従来から行っているアクリル板の設置や、手指消毒の徹底に加えて、新たにCO2センサーを設置し、1,000ppmを超えた場合には換気を行った。さらに、換気効果を高めるため、換気機能付きのエアコンも導入した。</p>
補助対象経費	<p>補助対象経費 _____ 円 (内訳)</p>

※領収書の写し、事業の実施状況がわかる写真を添付してください。

京都府「京の飲食」安全対策向上事業
CO2濃度データ提供協力金 支給申請書

令和3年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

「京の飲食」安全対策向上事業におけるCO2濃度データ提供協力金について、下記のとおり申請します。

記

法人名又は 個人事業主名	
-----------------	--

フリガナ					営業許可 番号	許可証上部の番号を記載								
施設名称 (店舗名等)														
所在地	〒									施設コード (P9参照)				
	京都府													
※番地、ビル名、階、部屋番号まで記載してください。										※施設の種類を具体的に記入してください。				

↓実施したコースいずれかにチェックを入れてください。			
<input type="checkbox"/>	Aコース	<input type="checkbox"/>	Bコース
	令和3年6月1日～10月15日のうち3カ月		令和3年6月1日～令和4年3月31日
CO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告(データは手動送信)		通信機能付きCO2センサーがデータを常時測定・送信し、毎営業日に報告(データは自動送信)	

1 支給申請額 _____ 円 (Aコース:3万円、Bコース:5万円)

2 事業実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※複数施設(店舗)を申請する場合、様式第6号をコピーして、1施設(店舗)ごとに提出してください。「〇〇屋四条店」など、どの施設(店舗)が分かるように記載してください。

誓約書

私は、京都府「京の飲食」安全対策向上事業を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・ 京都府「京の飲食」安全対策向上事業 参加事業者募集要領の3の(2)に定める対象事業者であることを誓約します。
- ・ CO2センサーにより、施設(店舗)内の換気状態を把握するとともに、必要に応じて適切な換気措置を実施します。
- ・ CO2センサーによるCO2濃度測定結果を継続的に観測(モニタリング)し、府の指定する関係機関に手動若しくは自動で報告いたします。
- ・ 感染拡大予防に向けたガイドラインに基づく感染防止対策を実施しています。

次のいずれかにチェックをつけてください。

※チェックがない場合は申請を受け付けません。

- 各業種別ガイドライン (ガイドライン名: _____)
- 京都府「感染拡大防止ガイドライン(例)(標準的対策)」
- より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)
- 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている場合はチェックをつけてください。
- ・ 「CO2濃度モニタリング協力店」の登録基準(別表4)に基づく感染予防対策を実施しています。
- ・ 補助金の交付決定後、補助要件に該当しない事実や申請書類の不正その他補助要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・ 感染防止対策やCO2濃度測定の実施状況等について、府と関係団体等が連携して実施する現地確認・巡回調査に協力します。
- ・ 京都府から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 「京の飲食」安全対策向上事業機器整備補助金交付申請書に記載した施設名称(店舗名等)を京都府のホームページに公表されることに同意します。
- ・ CO2濃度結果(データ)の管理・分析を行う関係機関との間で、必要な情報が共有されることに同意します。
- ・ 補助金・協力の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等に提供することに同意します。
- ・ 業種に係る営業に必要な許認可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

令和3年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

法人所在地又は
個人自宅住所

法人名(法人のみ)

法人代表者職・氏名
又は個人氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください(法人の場合は、代表者印の押印でも可)。

支払口座振替依頼書

令和3年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

京都府「京の飲食」安全対策向上事業に係る補助金・協力金について、審査の結果、適正と認められ、支給を決定したときは、下の口座に協力金をお支払ください。

【申請者】

法人所在地又は個人自宅住所
〒

法人名(法人のみ)

法人代表者職・氏名又は個人氏名

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店 支店								
口座種別	口座番号(右詰で記入)							口座名義(カタカナ)		
1 普通・2 当座										

ゆうちょ銀行希望の場合	通帳記号								
	口座種別	1 普通・2 当座							
	通帳番号								
口座名義 (カタカナ)									

注1) 振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。

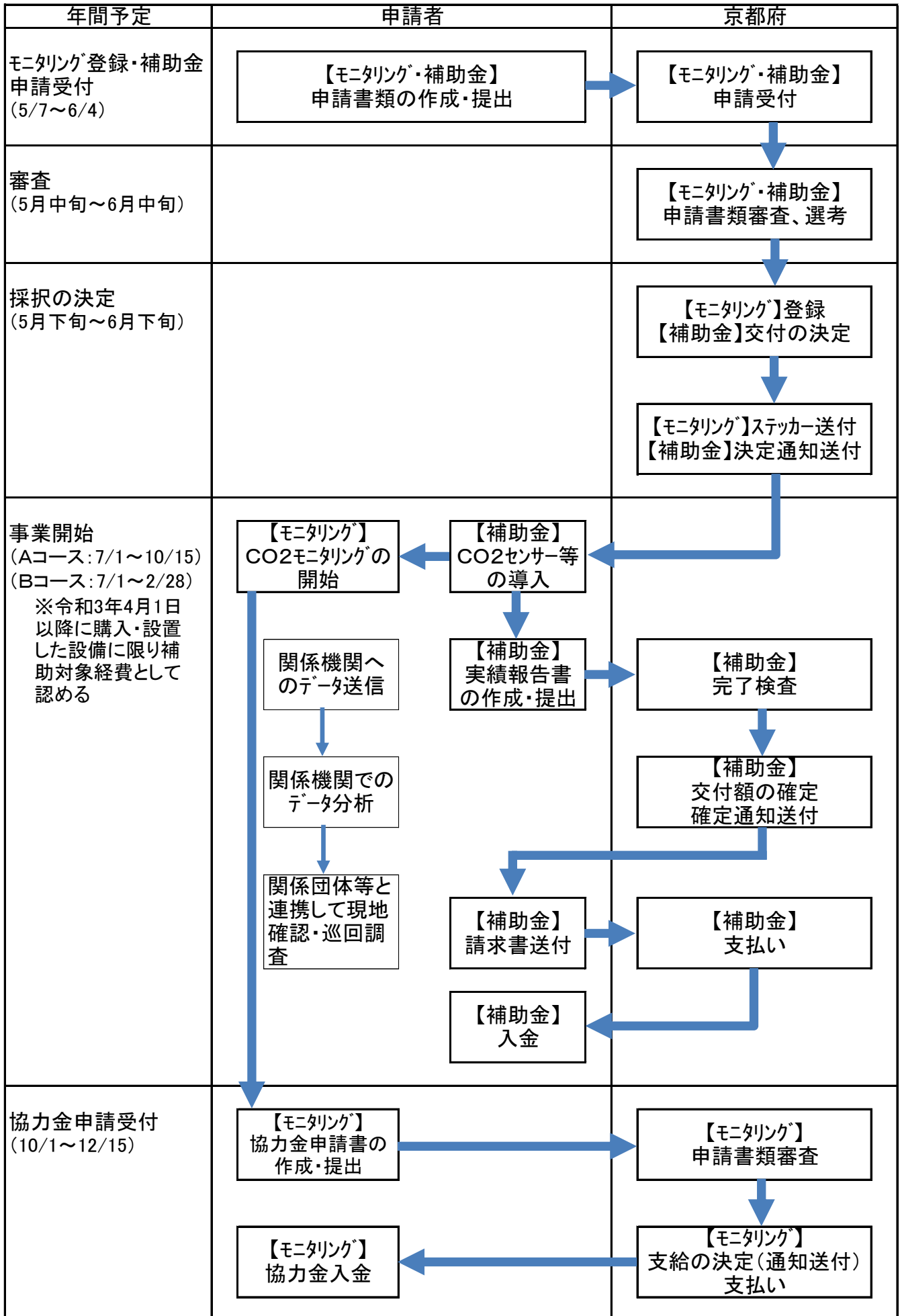
注2) 上記口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料(通帳の表紙裏(口座名義がカタカナで記載されているページ)など)の写しを添付してください。

注3) 口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。(屋号・店舗名の有無、スペースの有無、法人格の省略など、一部でも誤りがある場合は振込ができません)

【屋号が入る場合の例】 ○○亭 京都太郎 → ○○テイ キョウトタロウ

【法人格の省略例】 株式会社○○産業 → カ)○○サンギョウ

実施手続の流れ



登録申請書（申請者に関する情報） 様式第1号 記入例

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請日) 令和3年 ● 月 ● 日

受付番号 ※

※受付番号は、記入しないでください。

申請者に関する情報	申請区分	1:企業・団体 2:個人事業主 (※いずれかに○印)												
	フリガナ	カブシキカイシャ ○○○○○○○○○												
	法人名	株式会社 ○○○○○												
	フリガナ	○○○○○○○												
	【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名	代表取締役社長 ○○○○												
	法人代表者・個人 生年月日	S:昭和	H:平成	35	年	2	月	1	日					
	【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒	6	0	2	8	5	7	0	京都	都・道・府・県	京都	市	区・町・村
		上京区○○通○○西入○○町11-11 ○○ビル3階 ※番地や建物名まで記載してください												
	電話番号	075-○○○○-○○○○					担当者名	○○○○						
	担当者電話番号	075-○○○○-△△△△					連絡先 メールアドレス	aaaaa@aaaaaaaa.co.jp						
常時使用する 従業員数(人)	25					人	資本金額※	10,000,000 円						
法人番号※	9999999999999													

※資本金額及び法人番号は、申請者が法人の場合に記入してください。

申請する店舗数	3	店舗
---------	---	----

※様式1-1に、施設に関する情報を記載してください。

登録申請書（施設に関する情報）

様式第1-1号

記入例

法人名又は 個人事業主名	株式会社 ○○○○○
-----------------	------------

↓必ずチェックしてください。

「CO2濃度モニタリング協力店の登録基準」に基づく感染予防対策を講じます。

CO2センサーにより、施設(店舗)内の換気状態を把握するとともに、必要に応じて適切な換気措置を実施いたします。

CO2センサーの測定結果を継続的に観測(モニタリング)し、府の指定する関係機関に報告いたします。

フリガナ	レストラン△△△△△△	営業許可 番号	許可証上部の番号を記載 京保セ第○○○号
施設名称 (店舗名等)	レストラン△△△△	施設コード (P9参照)	1 1 0 1
所在地	〒 0 0 0 0 0 0 京都府 京都市 ○○区○○町○○ ○○○ビル○階 1 0 1 ※番地、ビル名、階、部屋番号まで記載してください。		飲食店 ※施設の種類を具体的に記入してください。

↓Aコース、Bコースのいずれかに必ずチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	Aコース	<input checked="" type="checkbox"/>	Bコース
	令和3年7月1日～10月15日のうち3か月		令和3年7月1日～令和4年2月28日
	CO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告(データは手動送信)		CO2センサーがデータを常時測定・送信し、毎営業日に報告(データは自動送信)

【注1】 Bコースをお申し込みになる場合は、下記の測定データを自動で送信する機能を有するCO2センサーを使用していただく必要があります。(※府が推奨する機器であること)

測定結果のデータ送信内容(必須項目)

①CO2濃度(ppm)	_____
②気温(室温)	_____
③湿度	_____
④CO2濃度測定器のシリアルNo(個体が特定できる情報)	_____
⑤測定日時	_____
⑥測定時間(5分単位)	_____

【注2】 複数施設(店舗)を申請する場合、本様式(様式第1-1号)をコピーして各施設(店舗)に関する情報(1施設(店舗)につき1枚ずつ)を記入してください。添付書類(「別表2」⑥～⑪)の表紙として使用し、1施設(店舗)ごとに提出書類をまとめて提出するようにしてください。「○○屋四条店」など、どの施設(店舗)が分かるように記載してください。